

10月から

皆さんに12桁のマイナンバーを通知！

来年の1月からマイナンバー制度が始まるに伴い、10月から皆さん一人一人に12桁のマイナンバーが通知されます。通知カードは、住民登録をしている住所地に世帯単位(世帯主宛て)で送付されます。

本町に住民登録をしていない方へ

次に該当する方は、住民登録をしていない現在お住まいの場所へ送付することができますので「通知カードの送付先に係る居所登録申請書」を提出してください。

- ▶ 東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している。
- ▶ DV(ドメスティックバイオレンス)などの被害者で、住所地以外の場所へ移動している。
- ▶ 医療機関・施設などへの長期の入院・入所が見込まれ、住所地には誰も居住していない。
- ▶ 上記以外で、やむを得ない理由により住所地で通知カードの送付を受けることができない。
- ▶ 通知カードの送付先に係る居所登録申請書
 - 役場総合サービス室窓口にお問い合わせください。
 - 総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)からダウンロードすることもできます。
- ▶ 申請書提出先/住民票のある市区町村
- ▶ 申請書提出方法/持参または郵送
- ▶ 申請書提出締め切り/9月25日(金)(必着)

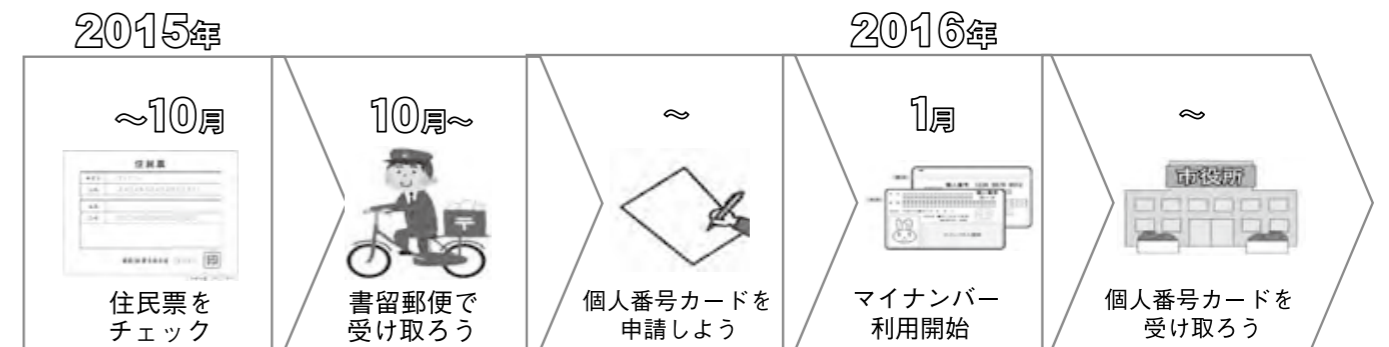
こんなときどうするの？

- Q** 実際には弟子屈町に生活の拠点がありませんが、住民票はまだ他市町村に置いたままなのですが…。
- A** 10月5日(月)(番号法施行日)までに、住民票のある市区町村に転出の届け出をして転出証明書を発行してもらい、弟子屈町役場で転入の届け出をすると、通知カードは弟子屈町で受け取ることができます。
- Q** 弟子屈町内で引っ越しました。同じ町の中だから届け出はいらぬんですよね？
- A** 引っ越しが終わったら、転居の届け出をお願いします。
- Q** 住民票は弟子屈町にないけれど、郵便は弟子屈町の住まいに転送されるように手続きしているの、通知カードも届きますよね？
- A** いいえ。通知カードは、ご本人への到達の確実性を高めるため、転送不要の簡易書留郵便などの信頼性の高い手段により送付されることになっています。10月5日(月)(番号法施行日)以降は、住民登録をされている住所地でお受け取りください。

通知カードの送付に関する問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)
マイナンバーに関する問い合わせ先/コールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎ 0 5 7 0 - 2 0 - 0 1 7 8

2016年1月

マイナンバー制度が始まります！



マイナンバーって何？

日本国内に住む全ての方に10月から通知される12桁の番号を「マイナンバー」といいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。法人には、1法人につき1つずつの法人番号(13桁)が指定されます。マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確に確認するための基盤となります。また、国や公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになります。

行政手続きが早く、簡単、正確に

社会保険の手続きや源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続きで利用することで、確認作業の無駄が削減されます。また、添付書類が省略でき、手続きが簡素化されます。正確な情報による確認ができ、給付金などの不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

事業者は従業員などのマイナンバーを取り扱います

事業者の方は、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて、従業員の方などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。個人情報を守るため、マイナンバーは法律で定められた範囲以外での利用が禁止されています。また、マイナンバーの安全管理が義務付けられます。

10月からマイナンバーを一人一人に通知します

10月から、皆さん一人一人にマイナンバーの「通知カード」が送られてきます。(詳しくは左ページをご参照ください)
2016年1月から、社会保障・税・災害対策といった行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則として変更されませんので、大切にしてください。

マイナンバーに関するホームページやコールセンター

マイナンバー制度について、もっと詳しく知りたいという方は、ホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)をご覧ください。コールセンター ☎ 0 5 7 0 - 2 0 - 0 1 7 8 (受付時間/土・日曜日、祝日、年末年始を除く 9時30分~17時30分)にお問い合わせください。

問い合わせ先/役場総務課情報防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)